



若者定住支援事業補助金

六戸町では、若者の定住を促進するために、六戸町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯に対する家賃に対しその一部を予算の範囲内で補助します。

若者夫婦世帯で民間賃貸住宅に入居する方に 月額最大 **20,000円** の家賃補助



対象世帯

- 申請の日において若者夫婦世帯（夫婦ともに年齢が40歳未満）である。
- 六戸町に2年以上継続して定住する意思があり、確約できること。
- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに町内の民間賃貸住宅に居住地を定めること。
- 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けておらず、かつ、夫婦のいずれもがこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- 町税その他の納付金の滞納がないこと。
- 居住地の町内会に加入すること。（未組織区域は除く）
- 民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯であり、申請日において世帯全員の転入の日がそれぞれ3か月以内であること。
- 六戸町職員の住居手当の支給を受けないこと。

対象賃貸住宅

- 賃貸契約に基づき入居する民間の賃貸住宅
ただし、公的賃貸住宅（町営住宅等）、社宅、官舎、事業所の寮、会社名義、親族（6親等内血族、3親等内姻族）の所有、又は居住している住宅は除きます。

月額

- 20,000円を超えた部分の家賃を補助（ただし、20,000円を限度）
例）家賃35,000円⇒補助金15,000円、家賃50,000円⇒補助金20,000円

期間

- 補助を開始した月から **24か月**
- 補助を開始する月は、**入居した月**からとする。
ただし、入居が月の途中で日割り計算後の金額が補助金月額に満たない場合は、次の月からとします。

必要書類

- 若者定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 入居者全員の住民票
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 町税の未納が無いことの証明書（町外転入者で固定資産税の課税が無い場合は不要）
- 定住確約書（様式第2号）
- 町内会加入証明書（様式第3号）
- 口座振替申込書
- その他町長が必要と認める書類

資格喪失

- 夫婦の離婚等により離別又は別居したとき。ただし、離別後に子供と同居する場合は除く。
- 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。
- 当該民間賃貸住宅から転居したとき。ただし、この要綱で補助対象の民間賃貸住宅に転居した場合はこの限りでない。
- 家賃額が二万円以下となったとき。

*** 2年以上継続して定住することが資格要件となっております。**

定住期間が2年未満で町外へ転出した場合は補助金全額返還していただきます。

注意事項

3か月を超えてからの申請の場合

入居後3か月以内に補助の要件を満たしていることが必要であり、3か月経過後に要件を満たしたものは補助対象外となる。

例) 入居後又は結婚後3か月経過後に町内会に加入した。（他の要件は3か月以内に満たしていた）

申請後の手続きの流れ

